

特定相談支援事業及び障害児相談支援事業運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社コメントが開設するにじいろ相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定特定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 にじいろ相談支援事業所
- 2 所在地 東京都江戸川区中央4-25-16石井ビル2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 相談支援専門員 1名以上
相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(事業所の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条

1 提供内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活全般に関する相談
- ② 福祉サービス等の情報提供
- ③ サービス利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画」という)の作成及び評価
- ④ 訪問による継続的なモニタリング
- ⑤ 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

① から⑤に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

- 2 法定代理受領を行わない指定相談支援等を提供した際は、計画作成対象障害者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
- 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。
- 4 事業所は前二項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象障害者等に対し交付するものとする。
- 5 第2項及び第3項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

難病等対象者（18歳未満の者を含む）

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は江戸川区の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者等の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区へ報告する。

(苦情解決)

第10条

- 1 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、区が行う報告若しくは帳簿書

類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、区が行う報告若しくは計画相談支援事業等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

1 虐待防止に関する責任者 1 名

2 成年後見制度の利用支援 江戸川区社会福祉協議会、江戸川区の担当者等と連携し、必要に応じて案内等を行う。

3 虐待が疑われる場合の措置 虐待が疑われることを知った場合、ただちに江戸川区に虐待通報を行う。

4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する研修 年 1 回 どのように実施するかを記載。

5 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、管理者を責任者とする虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。

(事故発生時の対応)

第 12 条

1 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、東京都及び区、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条

1 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待の防止に関する責任者を選定する。

3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

4 苦情解決体制を整備する。

5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 3 回
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の特定相談支援事業所等や障害福祉サービス事業所、その他の関係機関に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社コメントと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。